

株式会社魚国総本社 行動規範

2023年4月

目次P1
1. 法令の遵守P2
2. 人権の尊重P3
3. 環境への対応P3
4. 従業員の就業環境整備P4
5. お客様・お取引先様からの信頼獲得P5
6. お取引先様との相互発展P6
7. 地域との共存P7
8. ステークホルダーからの理解と支持P7
9. 政治・行政との健全な関係P8
10. 反社会的勢力への対処P8
11. 「魚国総本社行動規範」違反の報告P9
附則 運用についてP10
資料 行動規範条項に対応する社内規定 行動規範条項に対応する法令条項	

1. 法令の遵守

(1) 法令遵守意識の徹底

魚国総本社は、法令の遵守は経営の前提であることを宣言し、法令遵守の徹底を経営の基本とします。

魚国総本社は、適用される法令の動向を注視し点検・確認するとともに、社内体制の整備や研修等を通じて社内に浸透させます。

魚国総本社は、担当部署による定期的な点検、従業員等の面談の機会の活用、内部通報制度の設置等により、法令違反行為が生じていないか、定期的にチェックします。

(2) 業界慣行・商慣習等の検証

魚国総本社は、業界慣行・商習慣・社内慣行よりも、法令遵守を優先することを、経営の基本とします。

私たちは、不当な取引制限(カルテル、談合他)、不公正な取引など、独占禁止法や下請け法で禁止されていることを理解し、そのような行為は一切いたしません。

担当部署もしくは責任者は、業界慣行・商習慣・社内慣行が法令に違反していないか検証し、価格の申し合わせを行う会合には参加しない等の社内のルールを定めて、従業員に周知し徹底します。

2. 人権の尊重

(1) 人権への配慮と人権侵害の排除

私たちは、企業活動に関係する社内外の人々の人権を尊重し、民族・宗教・国籍・社会的
身分・性別・年齢・障害の有無などによる差別を排除する企業風土をつくりあげます。

魚国総本社は、差別やハラスメントを禁止し、発生した場合に、従業員が通報・相談できる
コンプライアンスホットラインを設置します。また、差別やハラスメントの通報者に対する不利
な取り扱いを禁止します。

魚国総本社は、差別やハラスメントを起こさせない会社の基本方針を従業員に周知徹底し、
万が一発生した場合には、適切かつ迅速に対処します。

3. 環境への対応

(1) 省エネ・地球温暖化対策の実践

魚国総本社は、省エネルギー等の地球温暖化対策の必要性を認識し、企業活動の一環と
して積極的に取り組みます。

(2) 環境汚染の防止

魚国総本社は、環境汚染防止の重要性を認識し、廃棄物の発生抑制・再利用・再生利用の
3R活動に全社的に取り組みます。

3R(reduce,reuse,recycle)とは：廃棄物の発生抑制(リデュース)、再利用(リユース)、
再生利用(リサイクル)

(3) 自然環境・生物多様性への配慮

魚国総本社は、事業活動が自然環境や生物多様性に及ぼす影響を理解し、自然環境に
配慮した原材料の調達や、生態系の保全や緑化活動等に全社的に取り組みます。

4. 従業員の就業環境整備

(1) 職場環境改善への取り組み

魚国総本社は、従業員（パートタイマー等を含む）が、お客様・お取引先様とともに重要なステークホルダーであると考えます。職場環境を整備し、公平な評価・処遇をはじめとする十分な対応を行い、従業員とともに企業が成長することを目指します。

ステークホルダーとは：企業などの組織が活動を行うことで影響を受ける、株主、経営者、従業員、顧客、取引先などの利害関係者。それだけではなく、企業などと取引のある金融機関、あるいは地域社会や行政なども含めて、包括的な対象を指す言葉として用いられることが多い。

経営者、担当部署もしくは責任者が、積極的にコミュニケーションの機会を設けて従業員の声を聴き、健康維持と、働きがいのある働きやすい職場づくりに繋がります。

(2) 従業員の士気(モチベーション)向上

経営者、担当部署もしくは責任者は、人事評価に係る基準を明確にして従業員に開示したうえで、定期的な人事面接等を通じて、納得性の高い評価および処遇を行います。

魚国総本社は、従業員が十分に能力を発揮し、職場を自己実現の場と感ずることができるよう、教育訓練や技能・ノウハウの伝承、研修に積極的に取り組みます。

5. お客様・お取引先様からの信頼獲得

(1) 安全性の最優先

魚国総本社は、提供する食とサービスについて、安全性を最優先とし、品質の維持・向上に努めて、お客様・お取引先様に満足いただき、信頼を獲得します。

担当部署もしくは責任者は、お客様・従業員の安全を第一に考えた安全基準による衛生管理マニュアルや事故防止マニュアルを作成し、従業員に周知、徹底します。

私たちは、万が一に事故が発生した場合には、直ちに適切な対策を講じるとともに、判明した事実を適時報告し、開示します。

(2) 正確な情報提供

魚国総本社は、提供する食とサービスについて適正な表示を行い、広報・宣伝・営業活動について正確かつ迅速に真実を伝えることで、お客様・お取引先様が正しい選択ができるようにして、苦情・要望等に対しても即座に適切な対応ができる体制を整えます。

(3) 顧客情報の適正管理

魚国総本社は、お客様・お取引先様に関する情報は厳格かつ適正に管理されるべきであるとの認識を社内に徹底し、漏洩や不正利用を防止するため取り扱いについてのルールを定め、厳重に管理します。

私たちは、事業活動において収集した個人情報、個人情報保護法を踏まえた的確な情報管理を実行します。

6. お取引先様との相互発展

(1) 取引基準の確立

魚国総社は、お取引先様とは、自由で公正な取引ルールを尊重して、契約等に従った誠実な取引を行い、円満な取引関係を築きます。

私たちは、談合、価格調整、優越的地位の濫用など、一切の不正な行為はいたしません。

担当部署もしくは責任者は、独占禁止法や下請法等の内容を反映した取引マニュアルを作成するなど公正・公平を基準とした具体的な取引基準を設定し、内容を関係部署および従業員に周知・徹底します。

(2) 取引先情報の適正管理

魚国総社は、お取引先様に関する情報を厳格かつ適正に管理します。

私たちは、お取引先様に関する情報を収集する必要がある場合には、コンプライアンスの観点から、適切な手段・方法により実施して、お取引先様の企業秘密・知的財産の侵害にならないように配慮します。

担当部署もしくは責任者は、お取引先様情報の取り扱いについてルールを設け、従業員に周知・徹底します。特に、株式を公開しているお取引先様の情報については、インサイダー取引などへの不正利用がないよう、従業員に周知・徹底します。

インサイダー取引とは：個別企業の部外者には知り得ない情報に接する立場・機会にある者が、その特別な立場を利用して内部情報を取得し、その情報が公開される前に株式等を売買すること。金融商品取引法において規制されている。

そのうえで、円滑な取引のため、取引上必要と思われる情報については状況に応じて提供するなどの意思疎通にも努めて、信頼関係を築きます。

7. 地域との共存

(1) 地域の課題解決への貢献

魚国総本社は、地域の歴史・文化・慣習などを理解・尊重し、地域コミュニティとの良好な関係を築き、地域社会への十分な理解を踏まえた企業活動を行うことで、地域社会との共存共栄を目指します。

さらには、防犯や防災等の地域活動、治安・交通安全対策活動、災害時等における地域貢献活動、従業員によるボランティア活動など行政・経済団体と協力し、地域社会の課題解決に積極的に取り組みます。

8. ステークホルダーからの理解と支持

(1) 財務・税務会計の正確性

魚国総本社は、ステークホルダーと良好な信頼関係を築くために、公正で透明性の高い経営を行います。

そのために、企業会計の原則に則って会計処理を行い、財務・税務会計の正確性を確保し、財務情報を主とする事業実績や事業計画などについて適時・適切に説明します。

(2) 企業統治(コーポレートガバナンス)の徹底

魚国総本社は、ステークホルダーの権利を尊重し、長期的に企業価値を高めていくために、企業の機関・経営者・従業員の権限と役割が明確に規定され、正しく行使されて、日々の業務が遂行されているか、継続してチェックします。

コーポレートガバナンスとは：企業の意思決定の仕組みであり、内部統制システムとその運用、法令等の遵守と経営効率の向上および経営の透明性、公平性の確保が目的。

9. 政治・行政との健全な関係

(1) 公務員との透明性の高い関係

魚国総本社は、行政とは健全かつ透明な関係を維持し、癒着を絶ち、公正に活動します。

私たちは、国家公務員倫理法・刑法(贈収賄罪)・不正競争防止法・官製談合防止法等を遵守し、公務員に対する贈答・接待は一切いたしません。

(2) 政治家との透明性の高い関係

魚国総本社は、政治とは健全かつ透明な関係を維持し、癒着を絶ち、公正に活動します。

私たちは、政治資金規正法・公職選挙法・不正競争防止法等を遵守し、贈賄や違法な政治献金・寄付金・利益供与などの不正な行為は一切いたしません。

10. 反社会的勢力への対処

(1) 反社会的勢力への対処

魚国総本社は、社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、毅然とした態度で対処し、一切の関係を遮断します。

魚国総本社は、反社会的勢力との関係は断固として排除することを社内外に明らかにし、従業員に総会屋・暴力団などの団体等に対しては「おそれない」、「金をださない」、「利用しない」、「交際しない」の原則を徹底します。

そのうえで、反社会的勢力に対応する担当部署もしくは責任者を設けて、近隣警察署との連携体制を構築し、接触があった場合は複数で組織的に対応します。

11. 「魚国総本社行動規範」違反の報告

(1) 規定・規範違反行為の報告

魚国総本社は、法令やそれに準じる規定、当社が定める規定、行動規範、社会的なルール等、一切のコンプライアンスに対する違反を認めず、その根絶を目指します。

そのために、違反行為に遭遇した場合には、報告・通報することをすべての役員・従業員に求めます。どのような人によるどのような行為であっても、速やかに、担当部署もしくは責任者に報告してください。あるいは、次項に定める【魚国コンプライアンスホットライン】に通報してください。

魚国総本社は、以下の行為を行った現・元役員・従業員に対する、いかなるハラスメント、差別、報復も禁止しています。

- ・魚国総本社行動規範違反に関する質問や相談を行うこと
- ・会社や政府機関、法執行機関に対し、実際の違反行為、または違反行為の疑いについて誠意をもって通報すること
- ・魚国総本社行動規範違反、または魚国総本社の規定違反への加担を拒否すること
- ・魚国総本社行動規範違反、または魚国総本社の規定違反の調査に協力すること

(2) 【魚国コンプライアンスホットライン】の設置

魚国コンプライアンスホットラインは、全ての魚国グループの役員・従業員が利用することができる、法令違反等に関する問題を通報できる窓口です。

このホットラインに提供された情報は、魚国総本社コンプライアンス担当部門に送られ、他の専門部署と連携して、適切なアクションが取られます。また、ホットラインに通報された案件の情報は、魚国総本社コンプライアンス委員会にも報告されます。

調査を円滑に進めるために記名での通報を推奨していますが、法律で禁止されていない限り匿名での通報も可能です。なお、記名での通報であっても、通報者の同意を得られない限り、通報者に関する情報はコンプライアンス担当部門の関係者および調査関係者以外には開示されません。

附則 適用について

魚国総本社行動規範は、株式会社魚国総本社、ユーホールディングス株式会社、および、その子会社の、すべての役員・従業員に適用されます。各社は、遵守のための組織、体制、制度（通報制度・懲戒制度等）を整備するとともに、本行動規範から逸脱する行為については、関係規則や社内手続きに基づき、厳正に対処し処分を行わなければなりません。

資料 行動規範条項に対応する社内規定
行動規範条項に対応する法令条項

2023年4月26日 制定

2023年5月1日 施行

2023年5月25日 添付資料追補